跡 見 校 友 会 会 則

第１章　総　　則

第１条（名　　称）　本会は、跡見校友会と称する。

第２条（目　　的）　本会は、会員相互の交誼を厚くし併せて、跡見学園の発展に寄与するをもって目的とする。

第３条（事　　業）　本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

１　刊行物の出版　　２　講演会・座談会・芸能会の開催

３　見学・旅行の実施　　４　その他、必要と認めたもの

第４条（構　　成）　本会は、本部のもとに、次の三会により構成される。（創設順）

泉会（明治23年）　桃李の会（昭和32年）　一紫会（昭和44年）

第５条（会員の種別）

１（１）会　　員　泉会・桃李の会・一紫会の会員。

（２）名誉会員　名誉会員は跡見学園の卒業生として本会に貢献し校友会本部幹事総会が推挙した者。

２ 特別会員　校友会常任幹事会の推薦した跡見学園関係者。

３ 顧問及び名誉顧問　顧問及び名誉顧問を置くことができる。

第６条（校友会の経費）　校友会の経費は、入会金および寄付金を以てこれにあてる。

第２章　校友会本部

第１条（機　　能）

本会は、泉会・桃李の会・一紫会の各会を統括し、校友会の全体的業務を行う。

第２条（事　務　所）　本会の事務所は、東京都文京区大塚１－５－９ 跡見学園内に置く。

第３条（役　　員）

１　本会に次の役員を置く。

会　　長　１名　　副会長　各会の幹事長

監　　査　３名　　泉会１名　　桃李の会　１名　　一紫会　１名

常任幹事　15名　　泉会５名　　桃李の会　５名　　一紫会　５名

（各会の幹事長を含む）

本部常任幹事は各会同数とし、その数は本部常任幹事会が決定する。

２　本会に次の役員を置くことができる。

名誉会長　１名

第４条（会　　長）

会長は、校友会を代表し、常任幹事会の決定にもとづき会務をとり行う。

第５条（会長の任期）　会長の任期は３年とし、重任を妨げない。

第６条（会長の選任）　会長の選任にあたっては、各会の常任幹事会の意見を聞き、会員中から推挙し、校友会本部常任幹事会で選出し、校友会本部総会に報告して、その承認を得る。

第７条（名誉会長）

名誉会長は、跡見学園の卒業生として、本会に貢献し、校友会本部総会が推挙した者。

第８条（監査の嘱任）監査は、各会の意見を聞いて会長がこれを嘱任する。

第９条（監査の職責） 監査は、会計を監査、査察する。
第10条（監査の任期） 監査の任期は2年とし、重任を妨げない。
第11条（常任幹事の構成） 常任幹事は、企画・会計・庶務・その他により構成される。
第12条（常任幹事の職務）
1　常任幹事は次の職務を行う。
企画　本会事業の企画を担当する。
会計　金銭物品の出納、保管に任ずる。
庶務　印章の保管、文書の整理等に任ずる。
2　前項の職務遂行にあたっては、必要に応じて代表を選出し、選出された者がその任にあたる。
第13条（常任幹事の任期）　常任幹事の任期は２年とし、重任を妨げない。
第14条（総　　会）　総会は、会長必要ありと認めたとき、これを招集する。常時は幹事総会をもってかえることができる。
第15条（校友会本部総会）　校友会本部総会は、校友会役員と各会の常任幹事全員をもって組織し、次の事項につき議決する。
1　総合事業計画　　2　総予算・総決算
3　会則の改正　　4　その他会則に定める事項及び校友会に関する重要な事項
第16条（校友会本部総会の開催）　校友会本部総会は毎年１回これを招集する。但し、会長必要ありと認めたときは、臨時にこれを招集することができる。
第17条（常任幹事会）　常任幹事会は、この会の運営に関する必要な事項を立案し、審議する。
第18条（会議の表決）　校友会本部総会その他会議の表決は、出席者の過半数を以てし、会則の改正及び特に必要ありと認めたときは出席者の３分の２以上をもって行われる。
第19条（跡見学園評議員の選出）　本会が、学校法人跡見学園より学園評議員候補者名簿の提出を求められたときは、会長は各会の意見を聞き、満25歳以上の本会員中より候補者を選び、これを作成提出する。
第20条（入 会 金）　入会金は、泉会・桃李の会・一紫会の会員が入会と同時に本会に納付するものとし、その金額及び方法については別に定める。
第21条（会計年度） 本会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

第22条（予算・決算）　予算・決算は、本部常任幹事会がこれを立案し、校友会本部総会に提出する。
細　則（会則第３条関係）
本部常任幹事は各会の常任幹事の内より５名推挙し、その氏名は登録制とする。
（会則第18条関係）
1　会議の表決にあたっては、本部役員がそれに当たる。
2　尚、本部役員（各会同数と各監査１名）が欠席の場合は委任状を必要とする。
付　則　　本会則は平成30年6月23日よりこれを施行する。

第３章　泉　　会　（省　略）

第４章　桃李の会　（省　略）

第５章　一 紫 会

第１条（名　　称）　この会は、跡見校友会一紫会と称する。

第２条（目　　的）　会員相互の交誼を厚くし、併せて跡見学園女子大学、ひいては跡見学園全体の発展に寄与することを目的とする。

第３条（事　　業）　この会は、次の事業を行う。

(1) 会員名簿、会報の発行　　(2) 諸会合の開催

(3) その他、この会の目的達成のために必要な事業

第４条（事 務 所）　本会は、事務所を東京都文京区大塚1－5－9　跡見学園内に置く。

第５条（会　　員）　この会は次の会員により構成される。

会　員　跡見学園女子大学を卒業した者。

準会員　跡見学園女子大学に在学する2年以上の学生。

第６条（会　　費）　終身会費のみとし、金額は別に定める。

第７条（役　　員）　この会には、次の役員を置く。

(1) 幹事若干名　(2) 常任幹事若干名　(3) 監査　２名

第８条（幹　　事）　幹事は、卒業生より選出し、この会の一般的業務に当たる。

第９条（常任幹事）　常任幹事は、幹事から選出され、常任幹事会を組織し、この会の全体的常務を処理する。

第10条（常任幹事の任期及び構成）　常任幹事会は、次の役員を置き、任期は２年とし、重任を妨げない。退任は70歳とする。但し、幹事長・副幹事長は、最長８年(４期）までとする。

(1) 幹事長　１名　(2) 副幹事長　１名または２名　(3) 会計　２名

(4) 企画　若干名　(5) 庶務　若干名　(6) 情報管理　若干名

第11条（常任幹事の任務）　前条の常任幹事は、次の任務を分担する。

(1) 幹事長は、この会を代表し、すべての常務を統理する。

(2) 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時は、これを代理する。

(3) 会計は、金銭の出納・保管に当たる。

(4) 企画は、この会の事業の企画に当たる。

(5) 庶務は、印章の保管、文書の整理等に当たる。

(6) 情報管理は情報データの管理及び保全に当たる。

第12条（監　　査）監査は、常任幹事会の意見を聞いて幹事長が委嘱し、この会の会計の監査に当たる。また任期は２年とする。ただし重任を妨げない。

第13条（顧　　問）顧問、および名誉顧問を置くことができる。

第14条（相 談 役）相談役を置くことができる。

第15条（諸 集 会）この会は、次の諸集会を設ける。

(1) 総会　(2) 幹事総会　(3) 常任幹事会

第16条（総　　会）総会は、幹事長必要ありと認めた時 、これを招集する。常時は幹事総会をもって代えることができる。

第17条（幹事総会）　幹事総会は全幹事をもって組織し、次の事項について議決する。

(1) 事業計画　(2) 予算、決算　(3) 監査報告　(4) 役員の承認

(5) 会則の改正　(6) その他、この会に関する重要事項

第18条（幹事総会の招集）　幹事総会は、幹事長が毎年１回招集する。ただし、幹事長が必要と認めた時は、臨時に招集することができる。

第19条（常任幹事会）常任幹事会は、この会の運営に関する必要な事項を立案し、審議する。

第20条（諸集会の表決） 総会その他前条までの諸集会の表決は、出席者の２分の１以上をもって決する。ただし会則の改正等の特に重要な事項に関しては出席者の３分の２以上をもって決する。

第21条（経　　費） この会の経費は、終身会費および寄付金をもってこれに当てる。

第22条（会計年度） この会の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

第23条（奨学事業）

（1） この会は一紫会奨学金をもつ。　（2）一紫会奨学金は常任幹事会が施行する。

細　則

（会則第10条関係）

（1） 幹事長・副幹事長は、最長８年(４期）までとする。但し、不測の事態が生じた場合は、この限りではない。

（2） 任期中に70歳を迎えた場合は、当該任期終了の時までとする。

（3） 常任幹事は、本学の関係者を除くものとする。

（会則第14条関係）

（1） 常任幹事会において選任し、幹事長が委嘱する。

付　則　本会則は平成30年5月16日よりこれを施行する。

本会則は令和5年5月21日よりこれを施行する。